(仮称) 坂井市こども計画 (素案) にかかるパブリックコメント募集要領

1 目的

坂井市のこども・若者・子育て施策の推進において、市民の意見を政策等の立案に反映させる機会の確保及び市民への説明責任の明確化を図り開かれた市政の推進に寄与するため。

- 2 計画(素案)の作成趣旨、背景、考え方等 (仮称)坂井市こども計画(素案)に記載された事項のとおりとします。
- 3 パブリックコメントの手法

坂井市パブリックコメント手続きに関する要綱(平成19年坂井市告示第51号)に基づき 実施します。

- 4 パブリックコメントの概要
- (1) 意見の募集期間

令和7年1月17日(金)から令和7年1月31日(金)必着

- (2) 意見を提出できる方
 - ・ 市内に住所を有する方
 - ・市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
 - ・市内に通勤又は通学する方
 - ・当該計画に係る事案に利害関係を有する個人及び法人その他の団体

(3) 意見の提出方法

別紙意見記入票、又は任意の様式により次の事項を記載又は入力の上、下記提出先に郵送、ファクシミリ、電子メール又は直接持参により提出してください。

なお、意見を記録に残すという観点から、書面に残らない電話、口頭による意見の受付は 行いません。

- ① タイトル (仮称)坂井市こども計画(素案)についての意見
- ② 住所又は所在地【必須】
- ③ 氏名又は名称【必須】
- ④ 連絡先(電話番号等)【必須】
- ⑤ 意見、提言等【必須】

※<u>必須項目が欠けている場合は、パブリックコメントとして取扱できません</u>のでご注意ください。

(4) 閲覧場所

- ・子ども福祉課及び各支所
- ・各子育て支援センター
- ・市ホームページ (PDF形式で掲載)

(5) 意見に関する考え方の公表

提出いただいた意見については、類型化して一覧表にまとめ、市の考え方を付して市 のホームページにおいて公表します。(個別あてには回答しません。)

また、提出いただいた意見については、坂井市個人情報の保護に関する法律施行条例 及び坂井市個人情報の保護に関する法律条例施行細則の規定により適正な管理をしま す。

(6) 提出先及び問合せ先

〒919-0592 坂井市坂井町下新庄1-1

坂井市 健康福祉部 子ども福祉課

電話 0776-50-3042

FAX 0776-68-0324

電子メールアドレス kosodate@city.fukui-sakai.lg.jp

(7) 資料

・(仮称) 坂井市こども計画 (素案)